

旧警戒区域からの避難により疾病が発症・悪化した申立人の身体的損害（慰謝料）について、通院が長期かつ不規則であったことから、実通院日数の3.5倍を通院日数とみなして交通事故による賠償基準を参考に損害額を算定した上で、原発事故の寄与度を5割として賠償された事例。

## （全部）和解契約書

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

#### 記

損害項目		金額	期間
ア 避難費用	交通費	3万8000円	自 平成23年3月11日 至 平成24年8月31日
	宿泊費・宿泊謝礼	64万6350円	自 平成23年3月11日 至 平成24年9月26日
	生活費増加費用	57万3597円	自 平成23年3月11日 至 平成24年8月31日
イ 一時立入費用	2万1900円	自 平成23年3月11日 至 平成24年8月31日	
ウ 就労不能等に伴う損害 （給与等の減収分）	214万9701円	自 平成23年3月11日 至 平成24年9月30日	
エ 身体的損害	診断書取得費	1万6250円	自 平成23年3月11日 至 平成24年8月31日
	慰謝料	47万3750円	
オ 財物損害（家財）	445万円		
カ 精神的損害 （日常生活阻害慰謝料）	203万円	自 平成23年3月11日 至 平成24年8月31日	
キ 本件和解仲介に関する弁護士費用	31万1986円		
合計		1071万1534円	

### 第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）についての和解金として、金1071万1534円の支払義務のあることを認める。

### 第3 既払金

申立人及び被申立人は、被申立人が申立人に対し、第1項記載の損害に対する賠償金として、金459万1103円を支払い済みであることを確認する。

この既払金について、第2項記載の和解金1071万1534円と精算する。

第4 支払方法

(省略)

第5 清算

申立人と被申立人は、第1項ア、イ、ウ、エ（診断書取得費に限る。）、キ記載の損害項目（同項記載の期間に限る。また、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

第6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年10月22日

(仲介委員 榎本恭博)